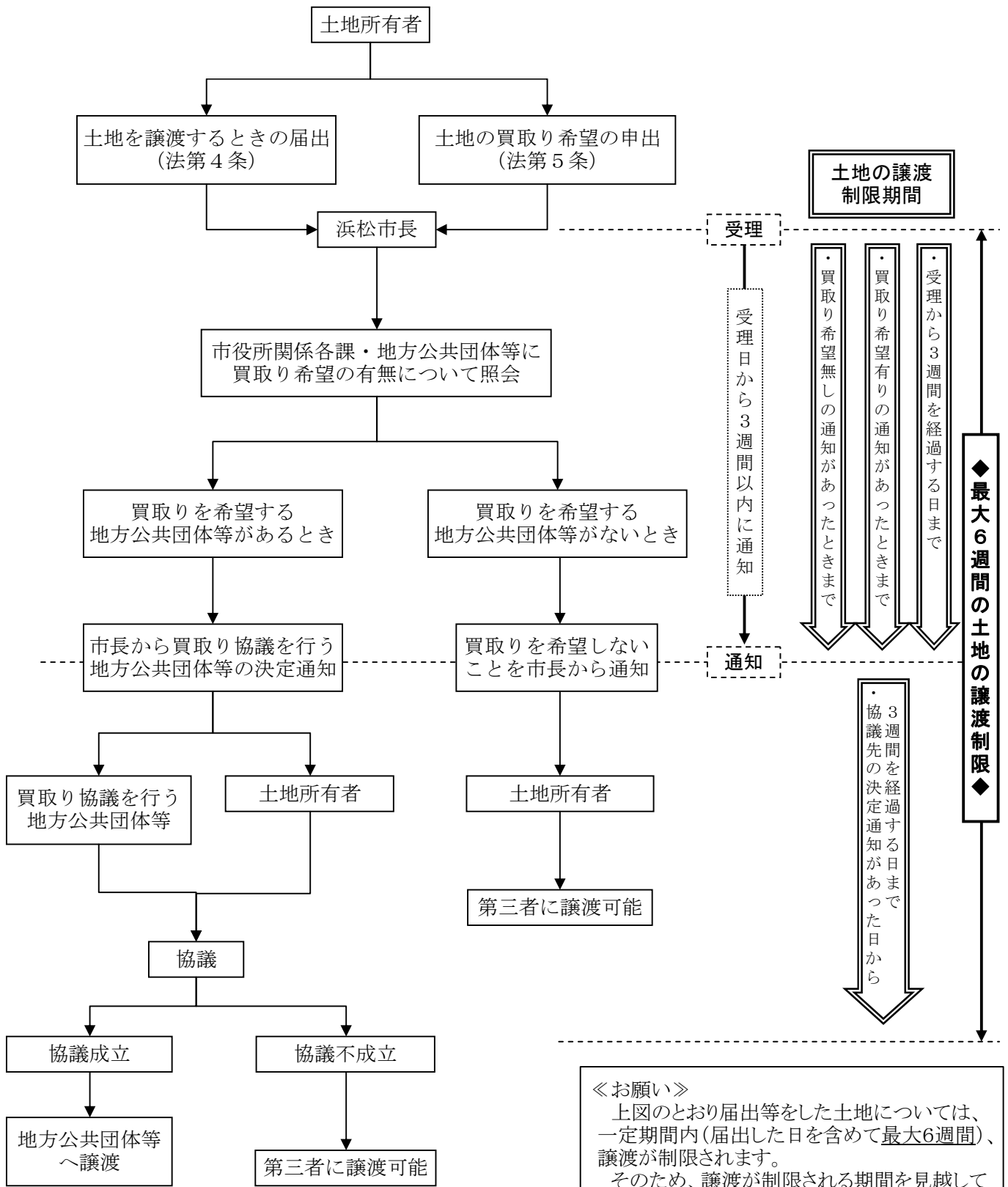


【浜松市における公拡法の手続きの流れ】



土地の譲渡制限期間

- ・買取り希望無しの通知があったときまで
- ・買取り希望有りの通知があったときまで
- ・受理日から3週間を経過する日まで

◆最大6週間の土地の譲渡制限◆

・3週間を経過する日まで
協議先の決定通知があった日から

《お願い》
 上図のとおり届出等をした土地については、一定期間内(届出した日を含めて最大6週間)、譲渡が制限されます。
 そのため、譲渡が制限される期間を見越して届出等をするようにしてください。